

川崎市営住宅ふれあいルーム運営要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市営住宅の共同施設として整備する「川崎市営住宅ふれあいルーム」(以下「ふれあいルーム」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第 2 条 ふれあいルームは、市営住宅の共同施設として、高齢者の生活相談等に活用して、当該市営住宅の入居者及び地域住民が交流し、安心していきいきと暮らせる魅力ある環境を整えるために活用するものである。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1)市営住宅 川崎市営住宅条例(昭和 37 年 9 月 28 日条例第 32 号。以下「条例」という。)第 3 条第 1 号の規定により市が設置する市営公営住宅をいう。
- (2)入居者 市営住宅の入居者をいう。
- (3)運営団体 ふれあいルームを運営する団体をいう。
- (4)プログラム 運営団体がふれあいルームを使用して行う取り組みまたは催しをいう。
- (5)参加者 プログラムに参加する高齢の入居者及び地域住民等をいう。

(活動内容)

第 4 条 この要綱において、本市によってふれあいルームの使用を認められた運営団体が使用することができるプログラム等の活動内容は、高齢の入居者及び地域住民等を対象とした、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1)生活支援等を目的とするもの
- (2)地域コミュニティの活性化を目的とするもの
- (3)その他市長が必要と認めるもの

(運営できる団体)

第 5 条 この要綱に基づきふれあいルームを運営できる者は、第 4 条に定める活動を主目的に行う本市が使用を許可した団体とする。

(使用の禁止)

第6条 運営団体及び参加者は、使用目的が、次の各号のいずれかに該当するときは使用することができない。

- (1) 使用目的以外の使用と認められるもの。
- (2) 公序良俗に反する用途、その他社会通念上不適切であるもの。
- (3) 騒音、悪臭、振動の激しい場合など、管理又は環境保全上不適切であるもの。
- (4) 政治活動、選挙運動又は宗教活動など、政治的・宗教的中立を損なうもの。
- (5) その他、ふれあいルームの管理運営上支障をきたすおそれがあるもの。

(遵守事項)

第7条 運営団体及び参加者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 保安上危険又は衛生上有害なものを持ち込まないこと。
- (2) 火災等の事故発生防止については万全を期すこと。
- (3) 騒音その他付近の入居者及び地域住民に迷惑をかけること。
- (4) 使用後は、整理及び清掃をし、並びに火気、戸締り等の点検をおこなうこと。

(対象施設)

第8条 事業を実施する施設は、次に掲げるものとする。

名 称	所在地
末長市営住宅3号棟（1階部分）	高津区末長2丁目1028-3

(使用料)

第9条 ふれあいルームの使用料は原則として無料とする。

(運営団体の費用負担)

第10条 次に掲げる費用は、運営団体の負担とする。

- (1) ふれあいルームを使用するのに必要な電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) ふれあいルームを使用するのに必要なし尿、汚物、塵かいの処理等清掃に要する費用
- (3) 共同施設又はエレベーター、給水施設若しくは汚水処理施設の使用、維持及び運営に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ふれあいルームの使用に要する費用および、プログラムの実施に必要な費用

(修繕費用の負担)

第11条 ふれあいルームの修繕に要する費用は、市営住宅の修繕負担区分に準ずるものとする。

(利用料金)

第12条 ふれあいルームの参加者に対する利用料金は原則として無料とし、運営団体は参加者から使用料を徴収しない。ただし、運営団体は、ふれあいルームの管理運営に係る費用相当額の範囲内において、参加者から利用料金を徴収できるものとする。

(管理運営に関する指示)

第13条 市営住宅管理課長は、必要があると認めるときは運営団体に対し、ふれあいルームの使用状況、維持管理及び運営等について報告を求め、必要な指示を行うことができる。

(協 議)

第14条 ふれあいルームの使用運営について、この要綱に定めのない事項、又はこの要綱の運営に関して疑義が生じたときは、まちづくり局長の指示するところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年1月19日から施行する。